

『諧聲品字箋』に與えられた翼

—「正音」字書として讀まれた歴史—

孫 楊 洋

はじめに

明清時期の文獻における「正音」という概念について、耿振生は左記のように鋭く指摘している。

「正音」是文人學士心目中的標準音，它純粹是一種抽象的觀念，沒有一定的語音實體和它對應，因此，它只存在於理論上，而不存在於實際生活中。（中略）不同的作者爲這個抽象物尋找客觀依據時，就把它和不同的語音實體聯繫起來，設計出不同的體系。就像許多人在爲同一個神靈塑像，每個人都按照自己的想象來塑造它的形象，結果出現了千姿百態大相逕庭的很多偶像。

「正音」とは文人や學者の頭の中に存在する「標準音」であるが、完全に抽象的な概念であつて、それに對應する特定の音聲的な實體が無い¹⁾ため、理論上のみ存在し、現實には存在していない。（中略）異なる著者がこの抽象物に客觀的な根據を見出そうとする際、それを異なる言語の實體と關聯付け、異なる體系を設計することになる。まるで多くの人が同じ一つの「神」の像を作成する際に、それぞれが自分の想像に基づいてその姿を作り上げ、結

果として千差萬別で互いに似ても似つかぬさまざまな偶像が現れるようなものである¹⁾。

「正音」は、概念上のみ存在しているが、人によつて異なる理解があるため、多様な意義を内包することになる。例えば、韻書が示す中古音に合致する音韻體系も、世の中に通用語と認識された「五方の人皆能く通解する者」（『洪武正韻』凡例）も、または地方の郷音に對立する讀書音も、當時の人々によつて同様に「正音」という語を冠して示されている例がある。

「正音」はこのように彈性に富む、つまり多義的かつ可塑的でありながらカテゴリー自體が共有される語なのである。それでは、著者が「正音」と標榜した書物は、「正音」に對して異なる見解を有する讀者から見れば、果たして如何なる書物として受け取られるのであろうか。

このような問題意識のもと、本論では「正音」を標榜する字書『諧聲品字箋』（以下、『品字箋』と略す）を考察對象とし、それが世界中に流傳した歴史を考證し、さらに「正音」という概念に着目し、その流布に伴う讀み方の變容について追究することとしたい。

一、「正音」の字書の誕生…

『品字箋』における初期設定

『品字箋』は康熙年間に成立した字書で、明末清初の錢塘に活躍した虞德升の撰に係る。四庫館臣が「自來字書・韻書、截然たる兩途なるに、德升は必ず強合して之を一にす²」と述べるように當時の評價は決して高くはなかったが、實はそれも的を射た批判と言える。字書としては漢字の字義、字體に重きを置くが、收録字は五十七の「聲」（同じ韻母・聲調をもつ羣）、さらに聲母の清濁によつて九十六の「諧」に分類されており、配列から見れば韻書性格も強く表れている。

但し、その「聲」と「諧」の配置は傳統的韻書の韻目と異なる個性に溢れている。張詠梅は、仔細な分析に基づき、『品字箋』の音韻體系は①破裂音に中古音の全清・次清・全濁に對應する三系統の對立が見られること、②中古の清音字が陰調、濁音字が陽調という條件で分化していること、③入聲韻尾が合流して殘存していることなどの吳語的特徴、さらに④多くの吳語で合口性が失われる「堆」「雙」などが合口に讀まれ、⑤中古全濁上聲が去聲に合流するなどの杭州方言的な特性を有することを確認し、十七世紀の杭州方言とくにその讀書音の音韻體系を示す可能性が高いと示唆している³。

それでは、撰者自身は如何に『品字箋』の音韻體系の性格を認識していたのであろうか。康熙十六年（一六七七）に出版された初印本では、本書の音韻體系について、「兩平の元・寒・山・咸、四韻と雖も音は頗る相同す。上・去の四紙・四寔、僅か兩韻なれども聲に多く錯雜するあり⁵」、「四聲の中至上聲の十有八字強ひて分くる能わざる外を除き、其の平去入の三十九字は皆清濁高下の殊る有り、一は毎に二に

分かる⁶」と、傳統的韻書と異なり、山咸攝の合流、止攝の分化、全濁上聲の去聲との合流などの特徴があるという説明しか載せていない。

初印本は刊行してから間もなく德升が逝去したため、版木が何年も放置されるなど、康熙二十四年（一六八五）、徽商の程伊在の支持を得て、德升の子息の虞嗣集が重刊に漕ぎ着けるまで、販賣は順調に進んではいなかった。この重刊本を後印本と呼ぶことにする⁷。

初印本にある德升の凡例は、後印本では嗣集が新たに書いた凡例に取り替えられている。新しい凡例では、德升の文言が受け繼がれた上に、「牽用吳音」という一文が書き添えられ、本書に取り入れられた音韻體系に吳方言的性格があると提示されている⁸。一方、嗣集は凡例の冒頭に左記のように記す。

古韻は或いは今に戻り、篆形は或いは楷に異なる。（中略）人は惟だ水土の偏に拘稟し、矢口の際には矯正せず。然し學問は氣質を化するを貴べば、則ち鄉音は實に氣質の一端にして、音を辨ずるは亦た學問の首務ならざらんや。（中略）通人韻士は風を揚げ雅を拈し、五韻宮商、微にも晰らかならざる無し⁹。

この一段落から見れば、本書の編集方針は、まず傳統を代表する「古韻」と「篆形」を取らず、「今」即ち同時代の時代性を重んずること、並びに學問を進めるために、鄉音を改め、正しい音をはつきり判別して發音することの重視にあるとわかる。嗣集には本書を「同時代の正音」を教える字書として宣傳する意圖が見られるが、その「正音」は方言的特徴を包攝する讀書音を指していると考えられる。

康熙二十六年（一六八七）、嗣集は前々年に出會つた裘充美の助けを得て、殆ど修正を加えずに後印本を再刊した。但し、改めて刊行するにあたって、嗣集が裘充美（當時、監察御史）に執筆を依頼した序文は

卷首に加えられた。裴序では「爰に著すところ諧聲品字の書たりて、以て口を啟き觚を操る軌範とす。音は則ち五土の中に協ひて正に歸し、字は則ち千古の是に考みて其の訛を辨ず」と、意識的に「正音」の字書として宣傳しようとする意欲が見られる。一方、この「正音」に前提として附随する吳方言的性質は「協五土之中」という語で解消されており、これが讀者に誤解を與える餘地を残すこととなる。

二、「正音」の曖昧性

歐洲人による官話字典への改造とその背景

前節では、撰者の意識下にある『品字箋』の性格について考察した。初印本には單に傳統的韻書と異なるとのみ標榜するが、後印本では吳語的要素があると提示する一方で、「正音」＝讀書音という認識に基づき、「同時代の正音」を教える字書として定義されている。

實際に世の中に流傳したのは、後印本が比較的に多いと考えられる。前述したとおり、初印本が刊行されて間もなく徳升が逝去したため、印刷と販賣が順調に進まず、「未逢紙貴（未だ紙貴に逢はざる）」ことは、後印本にある嗣集の凡例から分かる。筆者が調査した二十二種の版本の内、初印本は五種でかつ全て日本に所蔵があり、後印本（刊行は二回）は併せて十七種とより多く、かつ東亞に限らず、歐米の藏書機關にも所蔵が確認できる。つまり、「正音」の本を標榜する後印本がより多く巷間に流布したと言いうことができる。

しかるに、前述したように、「正音」という語は完全に抽象的な概念で、それに對する理解は統一されておらず、實質上の多義語であるため、「正音」を媒介として異なる複数の實像が強制的に結びつく事態を生む。言い換えれば、吳語的性格が提示されていても、「正音」

と標榜されていることにより、讀者に「抽象的概念」である「正音」に独自の理解を附會させる餘地を與えることになる。

それゆえか、十七世紀末頃から十八世紀初頃にかけて、『品字箋』は江西や福建などでの流布に伴い、吳方言的な特質が殆ど抜け落ち、概念上の「共通語」、或いは北方音的性質を獲得するようになった。

但し、そのような變容は、殘念ながら宣教師や歐洲の學者の記録にしか残らない。『品字箋』と同時代の字書・韻書は、『字彙』『正字通』なども含め、小學類書籍の傳統的な體裁を取っていないため、清代の學者に「通俗的著作」と目され、四庫全書においてかろうじて存目に殘されたものも少なくない¹²⁾。管見の限り、清代を通して、『品字箋』を引用するのは後述の『脂硯齋重評石頭記』にとどまるのみならず、それを著録する藏書目録も極めて少ない¹³⁾。

かく清代の文獻には存在感が薄かった『品字箋』は、十八世紀前期キリスト教關聯資料には頻繁に登場する。『品字箋』は、フーケ(Jean-François Fouquet、一六六五―一七四一、中國語名…傳聖澤)などによつて宣教の思想材料として活用されていたのである。そのほか、特に注目すべきは、『品字箋』に基づき、その分類法を導入し、漢字の讀音や意味を歐文で表記する字典が編纂されたことである。その代表例として、ディアス(Antonio Díaz、中國語名…賴鳴遠)『語彙集諧聲品字箋』(Vocabulario Hai xing pin tsu tsien、一七〇四年脱稿)、プレマール(Joseph de Prémare、一六六六―一七三五、中國語名…馬若瑟)の『漢語節記』(Notitia Linguae Sinicae、一七二八年脱稿¹⁴⁾)及びフルモン(Etienne Fourmont、一六八三―一七四五、中國語名…傅爾蒙)の『漢語論考』(Meditationes sinicae、一七三七年¹⁵⁾)がある。

しかし、これらの字典に記載される歐文表記には、『品字箋』の音

韻體系にある吳語的要素が抹消されており、ニコラ・トリゴー (Nicolas Trigaute 一五七七一六二八、中國語名：金尼閣) の『西儒耳目資』(二六二六、以下『耳目資』と略す) に近い體系に改造されている。⁽¹⁸⁾

例えば、ディアス『語彙集』の示す音韻體系では、聲調は陰平・陽平・上聲・去聲・入聲の五調となっている。『漢語簡記』と『漢語論考』は音韻體系は大體共通しており、『語彙集』と同様に五つの聲調がなく、かつ濁音聲母が存在しない。入聲韻においては一部の合併が見られ、とりわけ『品字箋』の「鼻聲」と「韻聲」に屬する無介音の字が合流している。例えば、鼻聲の「百 pe²」則 tsə²と韻聲の「撥 pe²」「澤 dke²」が合併し、共に pe と tsə と注音される。

注意すべきは、『耳目資』に近づけて改造されるとはいえ、『品字箋』の音韻體系そのものを崩さないことがこれら歐州人の著作では重視されていることである。合併が発生しても、『品字箋』において同音關係にある字は、基本的に上記の歐州人が作った字典でも同音關係を保っている。それゆえに、『耳目資』においてまだ去聲に合流していない中古全濁上聲の字は、『品字箋』では去聲になるため、上記の歐州製諸字典でも去聲に歸している。例えば、『耳目資』では、氏 ㄘ²は上聲で去聲の柿 ㄘ²と同音ではないが、『品字箋』では兩字が同音字(ㄘ²去聲)とされているため、兩者ともに『漢語簡記』では chi の、『漢語論考』では ㄘ² の同音字組に屬している。

もちろん、諸字典の『品字箋』に對する忠實度にはやや差がある。とりわけ莊組三等止攝開口字については、『品字箋』では殆どそり舌とされているが、『西字奇蹟』や『耳目資』などそれ以前の宣教師漢語文獻では平舌とされていたものが多い。例えば、施(止開三平支書)と師(止開三平脂生)は、『品字箋』では同音(ㄘ²平聲)であるが、『耳

目資』ではそれぞれそり舌の ㄘ²と平舌音の ㄘ²次となっている。それを踏まえ諸字典間の相違を見てみると、『漢語論考』では『品字箋』に従い ㄘ²とするが、『漢語簡記』ではそれぞれ chi、ssee と兩者を區別している。

だが、それは少數例に過ぎない。總體的には、上記諸字典の編纂者は、『品字箋』における官話に合わない部分をえぐり取り、多様な要素をもつ官話音系を作り出している。⁽²⁰⁾ 彼らには、『品字箋』の音韻體系は『耳目資』より優位性が高かったと考えられる。

それでは、このように『品字箋』重視の字典が歐州で多く編纂された原因は何であろうか。まず『品字箋』の音韻體系は、吳語にしても中世以來北方方言の影響を受け続け、音韻上北方音に近い特徴を有する杭州方言讀書音に基づいており、傳統的な字書・韻書と比べ、『耳目資』など十八世紀以前の宣教師漢語文獻で定義された「官話」音韻體系と相似度が高いことが、要因の一つと考えられる。全濁上聲の處理と莊組三等止攝開口字の一部を論外に置けば、『品字箋』において同音關係にある字はおおむね『耳目資』においても同音とされている。また『品字箋』における入聲の分類は、中古音の體系をほぼ維持する『洪武正韻』や、入聲が平上去三聲に合流した『中原音韻』と異なり、『耳目資』と同様に音節末子音の區別無く合流し、一類として獨立している。また、中古知莊章組においても『品字箋』の『耳目資』との對應關係は他の小學書より密接である。『耳目資』で見られる知莊章組は、前述した莊組三等止攝開口字を除けば、莊組三等全體(止攝と宕攝を除外)と、梗攝の知組二等と莊組二等攝は精組に合流し、それ以外の知莊章組字はそり舌となる。この状況は、『品字箋』でも見られる。例えば、崇(通開三平東崇)、摘(梗開二入麥知)、爭(梗開二平耕

莊)などは兩書とともに精組に合流し、莊(宕開三平陽莊)、衰(止合三平支初)などとともにそり舌聲母になっている。かく『耳目資』の知莊章組の分配と合致する韻書は、十八世紀以前は少なかった。『品字箋』の音系上の獨自性は、フルモンが言うように、彼ら歐州人にとって、「自然が示唆した方法によるものであり、漢字の類推性の法則と常識に従っている」ので、「中國ではこれよりも優れたものは何もない」と歓迎されたのである。

しかし、『品字箋』の音韻體系が如何に『耳目資』などに親和性が高かったとしても、そもそも歐州人の視野に入らなければ、このような改造版字典は生まれ得ない。考察の手掛かりを與えてくれるのは、フルモンの中國語の師たる黃嘉略(Arcade Hoang、本名は黃日升とされる²³)の遺品に關する記録である。嘉略はフランスで一七〇六年から逝去までの十年間官話の教育に心血を注いできた。フルモンによれば、「黃は二種類の字典を使っていた」、「即ち『字彙』と『品字箋』である」²⁴。しかし、嘉略が『品字箋』などを用いて教えた讀音は、「買肉 mǎi jòu」「小狗 xiǎo keou」などのように宣教師が言う「官話」に近いものである。恐らく嘉略は『品字箋』の吳語的特徴を見抜けず、北方音に近い「正音」の字典として使っていたと推測できる。

これは單に個別の事例ではなく、嘉略による『品字箋』の使い方は、一般識字層が北方音に近い「正音」を表す字書として『品字箋』を轉用した一縮圖と考えられる。プレマールのある手稿では「この辭書(『品字箋』)は誰もが持っている」とも書いている。やや誇張した表現であるが、『品字箋』が十八世紀初期の中國南部において廣く流布していたことを示している。恐らくプレマールが宣教の本據地とした南昌²⁵、ディアスが宣教活動と『語彙集』の編纂作業を展開した福寧、及

び嘉略の地元となる興化など、江西や福建などの南方地域の人々に讀まれていたのであろう。歐州人が『品字箋』を官話字典に改編したのは、彼らが接觸した一般識字層の人々が『品字箋』を北方音に近い「正音」の字書として使用していたことの投影だと考えられる。

それらの中國南方の一般識字層による「正音」字書への轉用が起るには、「正音」の多義性が引き起こしたある種の誤解がその要因となつていと筆者は考える。『品字箋』は出版地の吳語地區を離れると、それが標榜する「正音」は吳語の讀書音だという實態と文脈を失う。それゆえに、福建や江西の識字層に、自らの「正音」理解に基づき、『品字箋』を概念上の標準語(「正音」)の字書に轉用する餘地が與えられるのだ。但し、彼らが『品字箋』の字音を北方音に近い「正音」と理解するのには、著者の出身地(浙江の錢塘)も無視すべからざる原因の一つであろう。例えば、雍正十二年(一七三四)、朝廷が福建の方言音を糾すため、浙江と江西の舉人や生員を派遣したことがある。そこから言えば、浙江人は「正音」が堪能という社會的な認識があつたろう。福建などの地域ではそのような認識が手傳つて、浙江人の著した『品字箋』を「正音」の字書と解釋し得たのではないかと筆者は考える。

本節をまとめれば、『品字箋』の著者が用いた吳語の讀書音を意味する「正音」の體系は、歐州人の文獻においては『耳目資』などが代表する「官話」の體系に近いものに置換され利用された。その置換の水面下には、當時の歐州人が接觸した福建や江西など南方の一般識字層の人々が『品字箋』を北方音に近い「正音」の字書とする認識が働いていた。「正音」という語は、それ自體に含まれる曖昧性と外部からの需要という共同作用で、このような重層的變容を生んだのである。

三、「正音」認識の傳播と變容… 新井白石による利用

『品字箋』は中國本土で流傳していたほぼ同時期に、日本にも傳わっている。唐船持渡書の記録によると、早くは正徳二年（二七二二）に日本に舶載されているが、儒者の記録によればより早い時期に夙に舶載されていたことが分かる。

日本における『品字箋』の熱心な讀者としては、新井白石（一六五七—一七二五）が挙げられる。白石の日記『委蛇日記』寶永元年（二七〇四）九月廿八日條には、「廿八日 通雅、品字箋、（淺井）半右エ門殿より來ル」と書物方奉行を通じて『品字箋』に觸れた記録がある。

興味深いのは、白石の『東音譜』（享保四年＝一七一九自序）にも、中國で形成された認識と共通する、『品字箋』を「正音」の字書とする白石の理解を見て取れることである。『東音譜』は白石晩年の著作で、その中に漢字を用いて假名の讀音を示す「五十母字音釋」という部分がある。序文によれば、白石は古來の中國文獻に見られる漢語によつて日本語を表記することは、「豈能得無傳訛（豈に能く傳訛無きを得んや）」と痛感していた。ゆえに、唐人に假名を正しく發音させることを企圖した白石は、『東音譜』で長崎の唐通事の手を借りて杭・泉・漳・福など各地の方言の讀み方で注している。但し、その方言のみによる音注は「多轉假」や「平上去入不甚分明」の問題があると指摘し、さらに『品字箋』独自の注音形式を導入して注音の精度を高めようとするのだ。例えば、『品字箋』におけるㄣの同音字組（代表字…加）の注音では「加假駕甲」というふうには、聲母と韻母が基本的に同一で、聲調のみ異なる四文字が、平上去入の順に左下から時計廻

りで並べられるが、『東音譜』では、この注音形式をそのまま導入し、假名の力の注音に充てている。他の假名の注音も同様に、『品字箋』の注音方法に由來するものが多い。

この特殊な音注を採用した根據は、日本でも中國でも「正音」を以て假名を發音できるといふ白石の認識にあった。『東音譜』の假名のㄣの注音は異例的に、『品字箋』に見られぬ「連入聲」と注されるのだが、その理由を「與土肥元成書」に白石自身がかく述べている。

東音譜の中、ㄣの字の所ことの外むつかしく候。ㄣリとㄣロと唐韻混じ候て埒明かね候ものに候。とくと案じ見候に、此方へも唐へももたれ候て正音に合ず候「連入聲」と仕候べく候。子細は貴面にならでは申盡がたく候。

同時代のの中國語「唐韻」では昔のㄣに當たる萬葉假名（禮・例・戻など）がりと讀まれているため、中國でも日本でもそれぞれの「正音」に合わない「連入聲」という妥協案を採用せざるを得ないと述べるのだ。逆に言えば、それ以外の『品字箋』に由來する注音は中國でも日本でも「正音」に合うと認識していたことが推測できる。

いわゆる「此方の正音」は、『日本書紀』等で用いられた萬葉假名が表す音であると白石は述べている。その認識に基づき、白石は萬葉假名では通用しない『品字箋』の用字を、『品字箋』における同音字で修正することがある。例えば、『品字箋』の衣の注音「衣以意一」は『東音譜』で假名のイの注音に導入される際に、衣が『日本書紀』では常にエの萬葉假名として使われているため、伊を衣に代用して「伊以意一」とする。このように、『東音譜』に『品字箋』の體系を可能な限りそのまま取り入れようとする姿勢から言えば、中國の利用者のように『品字箋』を「正音」を伝える字書と白石が認識していた可

能性は高いと考えられる。

注目すべきは、假名のツが『東音譜』で「徒土菟禿」と注されていることである。これは『品字箋』において徒が屬するnd 同音字組（代表字…途）の注音「途土吐禿」に由来すると思われるが、『品字箋』で清音聲母に歸され、尙且つツを表記し得る萬葉假名の都・州・隻などの字ではなく、濁音聲母の徒を使うのは、白石が『品字箋』の吳語的性質を意識していなかったことを示唆している。

白石にとって、『品字箋』は單に北方音に近い「正音」を表す字書に止まらない。音注のほか、白石はその字義にも注意を拂い、『東雅』などの自著に注として引用している。白石はさらに『品字箋』を書き抜いて抄録本を作成しており、それは白石自筆抄本『諧聲品字箋』（請求記號…三―E―53）として現在東洋文庫に所藏される。二冊の和装本として綴り合わせられ、その中には字體や抄録内容の性格が一樣ではない三種類の抄録本が含まれている。それらの抄録本の特徴は下記のようにまとめられる。

抄録本Ⅰ…上册前半（二十四葉まで）。行草。難字と常用字が混在、字を收録する方針は不明瞭。一部の字に無規則に朱色の丸が附せられる。

抄録本Ⅱ 上册後半。明瞭な楷書。卷末には書名、著者及び寫した底本の卷數の奥書きがある。常用字が多數、殆どの字に聲點が附いている。

抄録本Ⅲ 下冊全體。草書。難字が多數、假名の音注が點在。

抄録本ⅠとⅢは無造作な體裁を示しており、字書を読みながら、稀にしか使わぬ字などをその都度書きとめたものと考えられる。一方、明瞭な楷書を用いる抄録本Ⅱに記されるのはおおむね常用字であり、

整理を経た印象を與える。抄録された字は基本的に平上去入を表す聲點が圈發の位置に附けられており、白石は『品字箋』を字音を學ぶ材料として利用していた様子が窺える。

注目すべきは、抄録本Ⅱで收録された字はおおむね常用字で、中でも虚詞が最も多く收められることである。虚詞の場合には字の上に朱で塗りつぶされた●があり、實詞の場合には○が附いている。そこから見れば、白石は意識的に虚詞を抄録していたことがわかる。

この抄録本の製作年代については今のところ確定できないが、『品字箋』に白石が觸れた十七世紀末頃には、三好似山の『廣益助語辭集例』（元祿七年＝一六九四⁽³⁸⁾）など、元の盧以緯の『助語辭』を手掛かりに虚詞に對する研究が日本で展開し始めていた。白石が虚詞に重きを置くのは、この學術的潮流と無縁ではなからう。さらに、白石が抄録本Ⅱに抄録した虚詞には文言用語が數量的には多いものの、文言色が薄い那、是、些、阿、了などの語も收められている。口頭語に注意を拂うことは、十八世紀初め頃に成立した荻生徂徠の『譯文筌蹄』卷五助語下⁽³⁹⁾にも見て取ることができるが、徂徠が收録しない啗などの俗語も白石は書き留める。

では、白石はなぜこの『品字箋』からこのような抄録本を作ったのか。それに答えるには、さらに同時代の儒者の『品字箋』に對する認識を検證せねばならない。

四、「正音」の延長線…

「正音」の字書から「辭書」への變容

『品字箋』が「正音」の字書であり、さらに北方音に近い「正音」を表す字書であるという認識が日本に傳播し、白石を筆頭とする儒學

者に影響を及ぼしていたことは、前節で既に確認した。但し、「正音」という概念は、江戸中期の儒學者たちの文脈において中國とは異なる意味が生まれていた。彼らにとつての「正音」は、單純に正しい字音ではなく、言葉遣いや文法なども含む言語の全體であつたと理解すべきだと筆者は考える。時代はやや下るが、文雄は『三音正譌』（寶曆二年＝一七五二）にて、「中原の音」を「正音」「雅音」とした上で、それを「平常言語音」の「俗話」と、「讀書音」の「官話」とに分けている。これを要するに、「正音」は江戸時代の儒學者の文脈において讀書に使う正しい發音以外に、既に口頭語の意味をも獲得していたのである。『品字箋』の「正音」も、このような概念の遷移に影響され、さらに進んで白話の辭書という性格をも獲得するようになっていった。

例としては、『品字箋』を宋元以降の漢語を調べるための「辭書」として利用していた榊原篁洲（一六五六―一七〇六）が挙げられる。篁洲は元祿三年（一六九〇）、儒官として紀州藩に仕える中で、藩主徳川光貞の命を受け『大明律例諺解』の稿を起した。その中で『品字箋』を引用する箇所は、『字彙』『正字通』などと比べても決して少なくはない。さらに、篁洲が『品字箋』をもつて注した語の性格を考察すると、その殆どが宋元以降の文獻に出る通用的語彙であるとわかる。卷二に見られる『品字箋』を引用した箇所を例として挙げれば、「搶奪」〔『元典章新集』『刑部』〕「兌支」〔『元典章』『兵部一』〕は元代の典章に見られる用語で、「措取」〔岳伯川『鐵拐李』第二折〕は元曲などに用例が確認できる。その他、「開豁」「捏奏」「繳報」「務場」など、宋元以降の文獻に出てくる用語にも『大明律例諺解』では『品字箋』を用いて注を施している。

白石は篁洲とともに木下順庵に師事したことがあり、『品字箋』が口頭語を調べるのに役立つという情報を共有していたかもしれない。白石も『品字箋』を用いて、正徳新令に關わる明清律法の用語を調べたことがあると先行研究は指摘する。そこから見れば、白石が『品字箋』を使って虚詞の用法、とりわけ口頭語の虚詞に着目した特徴的抄録本を作るのも、この認識に基づく可能性がある。ちなみに、篁洲と白石が『品字箋』を明清律法の用語調査に活用したことは、變法や改革の據り所として律法が重視された明治時代までその影響が見られる大學南校が文部省に請求した書目には『品字箋』が明清律法書のみならず、『佛蘭西民法』『泰西國法論』など歐州の法律書とも並列されている。そこから『品字箋』が法律の注釋本としての性格を獲得していたことが窺える。

さて、中國清代に目を向けると、文脈は日本と異なるものの、そこでも類似した現象が見られる。それが窺えるのは、『脂硯齋重評石頭記』（乾隆期）である。脂批は文字の訓詁・讀音に殆ど注意を向けておらず、各本に見られる訓詁も合わせて八箇所過ぎない。しかし、左に掲げるように、その中の三箇所は『品字箋』に由來すると明記される（①②③）。ほか、諸字書と照合した結果、『品字箋』に由來する可能性がある箇所がさらに二例（④⑤）見出される。

①娼姥（第六回「將岳母劉姥接來」）…音老，出《諧聲字箋》。稱呼畢肖。（甲戌）

↓對應箇所…娼（mu上聲）、「今江北變作老音，呼外祖母爲娼。」

（戊集五二葉裏）

②逛（第六回「帶他進城逛去」）…音光去聲，游也，出《諧聲字箋》。（甲戌）

③ 𪛗𪛗 (第十七回「大家去𪛗𪛗」) … 音光字去聲、出《偕聲字箋》。
(庚辰 己卯有正同)

↓ 對應箇所… 𪛗 (kuang 去聲)、「無事閑行曰𪛗、亦作𪛗。」(己集八葉裏)

④ 𪛗𪛗 (第十九回「茗烟𪛗𪛗笑道」) … 𪛗音希。𪛗𪛗、笑貌。(庚辰眉批)

↓ 對應箇所… 𪛗 (三平聲、希と同音)、「𪛗𪛗、笑貌」(己集十二葉裏)

⑤ 𪛗 (第二十三回「𪛗到這邊來」) … 𪛗、擗去聲。(庚辰眉批)

↓ 對應箇所… 𪛗 (ㄅㄛ 去聲、同音字組の代表字「擗」には「擗去聲」と注されている) (庚辰七二葉裏)⁽⁴⁶⁾

脂批で『品字箋』に依據して注された「𪛗」「𪛗𪛗」、さらにその可能性が有る「𪛗𪛗(『嘻嘻』は、すべて俗語ないしは北方語的語彙である。では、なぜ脂硯齋は『品字箋』を用いて北方語を點驗したのか。手掛かりとなるのは、𪛗の字義にある。『字彙』や『正字通』などの『品字箋』と同時代の字書には、老という読み方が収められていない。實は、『品字箋』は杭州方言讀書音の字書でありながら、𪛗も含めて𪛗・們・您などの北方語も「江北」「北人」の語や「俗語」と注した上で一部収録されている。この異質な特徴は、それが北方語や俗語を調べる辭書へと變容する可能性を與える。雍正期以降、「正音」は口語語彙(とくに北方語)によって組み立てられた言語を習得するための書物に冠せられるようになり、廣東や福建でも高靜亭『正音撮要』、莎彝尊『正音咀華』などを教える本格的な正音書が出版された。『品字箋』が北方語または口語を調べるための辭書として使われていく流れは、その「正音」に對する理解の變化と軌を一にするであろう。

『諧聲品字箋』に與えられた裏

このように、日中それぞれ異なる二つの文脈においても、「正音」という語は單純な字音から、口頭語へ擴充される流れが見て取れる。それに従い、『品字箋』を「正音」の書とする認識の内實も、變容することとなる。日本では白石がそれを虚詞の學習に活用し、篁洲が『大明律例詳解』で宋元以來の語の理解に『品字箋』の字義を重視し、中國でも『紅樓夢』の北方語の注釋に引用されている。つまり、『品字箋』は「正音」に對する認識の相違に従い、近代漢語或いは北方語を調べるための「辭書」へと變容しているのである。

五、「正音」の退場

十八世紀中期以降日本における再認識

日本では、篁洲と白石の時期以降、十八世紀末期まで『品字箋』を愛讀する學者は稀であった。それを引用する例は、伊藤東涯『秉燭談』(享保十四年『一七二九自序』、無著道忠『禪林象器箋』(寛保元年『一七四一序』)などに散見されるが、その引用の方針は明確ではない。その他、『品字箋』に關する評價などの言論も管見の限り確認されていない。『品字箋』は文獻上、「空白」の時期を迎えたのである。

しかし、十八世紀後期になると、『品字箋』に關する記録は増加に轉ずる。特に、徂徠學との關係をもつ學者による記録が目を引く。例として小宮山昌秀(一七六四—一八四〇)を挙げよう。立原翠軒の門人で徂徠學の流れを汲む昌秀は、水戸藩主の徳川齊昭に仕え、『大日本史』の編纂に攜わった人物である。昌秀は伊勢で河原左膳という人に會い、その手書きの『資治通鑑』と『品字箋』などを見て、「嗚呼今ノ世如此篤學ノ人アルベシトハオモハザリシ」と稱賛したことがある。『品字箋』が徂徠學派によつて「篤學」の象徴とされ、廣く利用さ

れていたことは、それに批判的立場を取る人々の記録からも見える窺える。天明三年（一七八三）刊行の山本北山（二七五二—一八二二）『作詩志叢』は、徠派の入江南漢作の「長而遊于我社中」という一句を批判して次のように述べる。

我社中の我の字、吾の字に作るべし、徠家の諸先生多く我吾の別ちを知らず、徠の學則に、我本邦と書べきを、吾本邦と書き誤れり、華邦の書に、吾國吾郷吾黨など、あるを見て、妄意に用ひられしなり、知らず古人の我とかくべきを、吾と書たる様なるも、細かに視れば、嚴密に用法の差別存することを、之を要するに、徠翁まさに品字箋のために、誤られたるならん。徠翁の身に非ず、品字箋、通雅など、云妄書を儀則として、字法を謬る者、往々鮮からず。^④

北山はここで徠派の學者が『品字箋』『通雅』などの妄書に則ることを批判している。實は、筆者が確認した範圍では、徠は『品字箋』に言及したことはないが、北山の評語は、當時において『品字箋』が既に「徠學」と繋がるように認識されていたことを示すと解讀すべきであろう。徠學との關係を有する學者による利用は、恐らくそのような認識の影響を受け、徠學或いは古文辭學者としての自己同一性に基づく行爲であろうと考えられる。

『品字箋』は徠派學者に活用されていたため、徠學の影響を受けた國學者、とりわけ江戸晩期、水戸藩主・徳川齊昭時代の後期水戸學に連なる學者たちも、『品字箋』に關心を寄せることがある。その時期の『品字箋』愛讀者として小山田與清（二七八三—一八四七、天保二年（一八三一）に徳川齊昭の招聘を受け江戸彰考館に出仕した）が挙げられる。與清は國學者の屋代弘賢から『品字箋』を抵當に金五兩を借り

出した。^⑤ 享和前後の節用書は普通一冊十匁以下で、これは當時に於いては相當に高い値段と考えられる。與清はさらに小谷三思に答える手紙に、『品字箋』を『字彙』『康熙字典』よりも前に竝べ、便利な字書として提示している。^⑥ 與清が『品字箋』を重視していた様はここから窺える。

さらに、反徠派も『品字箋』に目を向けることがあった。北山のほか、徠派に反對する立場にあつた大阪懷徳堂派の中井碩果（一七七一—一八四〇）もその一人に數えられる。後に丁氏八千卷樓藏書に收められることとなる藤和知福嘉永二年覆寫本の『品字箋』では、その底本について「石窩先生（中井碩果）書く所なり。予は一日これを懷徳堂で見、甚だ奇とす。蓋し先生近間の豪吏に借ると云ふ。」^⑦と識語で述べている。

『品字箋』の流行は幕末の記録にまで見られる。岡本保孝は「轉注説」の附録（一八五三）で、『品字箋』における轉注と假借に關する見方に對して、「轉注の釋を讀むに、大に小學の旨を得たるやうにおもはれて、大方はこれにて轉注のことはよきを、何故に掖齋先生の引用されぬことかと疑ひながら」、「假借の解を讀むに甚だわろし」^⑧と猛烈に批判している。このように保孝は『品字箋』に消極的な評價を與えているが、それは、『品字箋』が大方の學者の目を引いていたことを證言するものでもある。

問題なのは、この時代に至つて、『品字箋』から「正音」の字書という性格が脱落していることである。注目すべきは、『品字箋』に言及する記録は増える一方で、それを注釋に積極的に引用する文獻は管見の限り極めて少なく、『品字箋』を引用していても、その引用目的は明確ではないのである。例えば丹波元簡『素問記聞』（享和年間、

近藤守重『金銀圖録』（文化七年＝一八一〇自序）に見られる注語は、「漿」、「錠」などの一般語に對するものに止まっている。

このように特に目的性がなく『品字箋』を引用することは、前述した伊藤東涯『秉燭談』や無著道忠『禪林象器箋』に通ずる事象である。つまり、十八世紀中期の文獻上の「空白」時代に、『品字箋』を「正音」の字書と認識する文脈が喪失していた見なすことができる。「正音」という幻像から解放された『品字箋』は、改めて「徂徠派が好む字書」としての位置づけで傳わることとなった。

おわりに

ここまで『品字箋』の讀まれた歴史、及びそれを「正音」の字書とする認識の變容の経緯について論じてきた。ここで今一度整理してみよう。

まず『品字箋』の音韻體系はその著者によって如何にして認識され、定義されたのかについて考察した。初印本では單に傳統的な韻書體系とは異にするとして示されていたが、後印本では「吳音」と明確化される一方で、「正音＝吳語的讀書音」という觀念に基づき、その目指す體系は「正音」であると標榜される。

後印本の凡例や現存する刊本の状況から見ると、初印本より「正音」の字書と明示する後印本のほうが廣く傳わった。しかし、「正音」という語は可塑的であるがゆえに、讀者に『品字箋』の標榜する「正音」を誤解し變容させる可能性を與えた。序文を書いた裘充美でもその「正音」に含む方言的要素を見逃し、「協五土之中」という語をもつて「正音」を汎語化させたのである。

『品字箋』は十七世紀末頃に江西・福建に流布していたことが歐州

人による記録から見て取れる。彼らは『品字箋』を宣教の思想材料として使用したほか、それに基づき漢字の讀音を教える字典も新たに編纂している。しかし、『品字箋』は彼らが撰じた字典では吳語的要素が殆ど消滅し、おおむね『耳目資』に近似する音系に當て嵌められている。そのような改造は、『品字箋』の音系が有する特殊性と無關係ではないが、それよりも、彼ら歐州人が中國語を學んだ中國南方の一般識字層の使用傾向に直接の原因があると考えられる。中國の文獻では、まるで水面下に息を潜めるかのような『品字箋』の讀者は、歐州人の記録から窺うに、恐らく『品字箋』の「正音」を北方音に近いものと認識していたと思われる。

このように『品字箋』の音系を北方音に近い「正音」とするある種の「誤解」は、『品字箋』とともに十七世紀末頃に既に日本へも傳來していた。新井白石はこの認識の影響を受け、『品字箋』の特殊な注音方式を用い『東音譜』の注音に活用したほか、それを書き寫し、收録される虚詞（とりわけ口頭語の虚詞）に注意し抄録本を作った。

そして、「正音」の含義が日中それぞれの文脈において、單純な字音から口頭語へと擴充するに従い、『品字箋』の機能も字書から辭書に轉換していった。榊原篁洲の『大明律例諺解』でも『脂硯齋重評石頭記』でも、『品字箋』が近代漢語または北方語の語彙を點驗する際に使われていた實態が窺える。

十八世紀中期以降、中國でも歐州でも『品字箋』に関する文獻記録は殆ど皆無になる。しかし、十八世紀末頃から十九世紀までに、日本では『品字箋』を利用する高潮が訪れたのだが、それに先立つ半世紀程は、『品字箋』の利用は低潮で、その間に、「正音」の字書という認識は廢れることとなった。それに替わって登場したのが『品字箋』

「徂徠派が好む字書」というレッテルであつた。

『品字箋』の讀まれた歴史は、それに宿つていた「正音」という「神」が、讀者層ごとに異なる理解と想像に基づき、多種多様な「偶像」を作り上げ、具象化されてきた歴史である。浙江人の著者が考えた「正音」は方言の體系に包攝された讀書音であつたが、江西や福建の一般的識字層における「正音」は北方音に近い性格があつた。白石にとつての中國の「正音」は、同時代の正しい音を示すという大前提は有しながらも、白石と篁洲が文獻解釋に『品字箋』を活用する際、その「正音」は文言調も含む宋元以降に形成された口頭語という含意を許容していたであらう。さらに脂硯齋の『品字箋』利用が示す「正音」は既に北方語という意味を獲得していた。

彈性があり可塑的な「正音」は、概念上の一種の假想的「標準音」或は「標準語」であつたため、多様な利用の場を獲得した。換言すると、それは假想的言語であるがゆえに、個々の讀者が期待する翼を與えられ、様々な利用の可能性を得たのである。

注

- (1) 耿振生『明清等韻學通論』（語文出版社、一九九二年）、一二六頁。
- (2) 『四庫全書總目』（中華書局影乾隆浙江刻本、一九六五）、三九〇頁下欄、「自來字書、韻書、截然兩途、德升必強合而一之。」
- (3) 張詠梅『《諧聲品字箋》的音系研究』（巴蜀書社、二〇一一年）、二一八—二二〇頁。
- (4) 『品字箋』は康熙十六年に蘇州敦本堂で刊行された初印本、康熙二十四年に嗣集が「展園主人」の名義で出版した後印本Ⅰと、二十六年に裘充美の序文を附け加えて再刊行した後印本Ⅱという三種の刊本がある。

書誌に關する詳細は拙稿『《諧聲品字箋》に關する一書誌學的研究』（汲古）八六號に掲載豫定、二〇二四年）を参照。

- (5) 國立公文書館所藏『諧聲品字箋』（大學東校舊藏本、請求番號・278-0271）、虞德升「凡例」一葉表、「兩平之元寒山咸、雖四韻而音頗相同。上去之四紙四寘、僅兩韻而聲多錯雜。」

- (6) 同右、虞德升「凡例」二葉表、「四聲中除上聲之十有八字不能強分外、其平去入之三十九字皆有清濁高下之殊、一每分二。」

- (7) 京都大學文學研究科圖書館所藏『諧聲品字箋』（請求記號・言語2B-22）、虞嗣集「凡例」五葉裏—六葉表、「甫問世、丁巳冬先子遂謝世。

（中略）韞藏度閱又數年矣。今甲子秋新安程伊在先生（中略）彙金質側理、廣爲流傳。（甫めて世に問ひて、丁巳冬（康熙十六年）先子遂に謝世す。（中略）度閱に韞藏せらるること、又數年なり。今甲子秋新安程伊在先生（中略）金を彙め側理を質ひ、廣く流傳せしむ。）」

- (8) 虞嗣集「凡例」二葉表、「第率用吳音、如兩平之元寒刪先覃鹽咸、雖七韻而音頗相同、上平四支上聲四紙去聲四寘、則一韻而音多舛雜。（第だ率ね吳音を用ゐれば、兩平の元・寒・刪・先・覃・鹽・咸、七韻と雖も音は頗る相同し、上平四支・上聲四紙・去聲四寘、則ち一韻にして音は多く舛雜するあり。）」

- (9) 同右、虞嗣集「凡例」一葉裏、「古韻或戾於今、篆形或異於楷。（中略）人惟拘囿於水土之偏、不矯正於矢口之際。然學問貴化氣質、則鄉音實氣質一端、而辨音不亦學問首務耶。（中略）通人韻士揚風矜雅、五韻宮商、無微不晰。」

- (10) 四庫存目叢書（經部第二二七）影北京大學圖書館藏本、裘充美序、四葉裏—五葉表、「爰著爲諧聲品字之書、以爲敝口操觚之軌範。音則協五土之中而歸於正、字則考古古之是而辨其訛。」

- (11) 同右、虞嗣集「凡例」六葉表。

(12) 例えば、『四庫全書總目提要』卷三十三、張自烈『正字通』の項、「喜

排斥許慎《說文》、尤不免穿鑿附會（許慎『說文』を排斥するを喜び、尤も穿鑿附會を免れず）。卷四十四、莫宏勳『類字本意』の項、「盡改古來韻部之舊、竝盡乖古來等韻之舊、不足據爲典要也（盡く古來韻部の舊を改め、竝びに盡く古來等韻の舊に乖き、據りて典要と爲すに足らざるなり）。卷四十四、王植『韻學』の項、「用力彌勤、而彌於古法未合也（力を用ゐる彌々勤めば、彌々古法に未だ合はざるなり）。このように從來の慣例を破り、「體裁が不整なもの」、いわゆる「坊刻稗版の書」とされるのは、明代の類書に對する批判にも共通すると思われる（酒井忠夫「明代の日用類書と庶民教育」（林友春編『近世中國教育史研究…その文教政策と庶民教育』、國土社、一九五八年）三四—三八頁を參照）。

(13) 徐乾學『傳是樓書目』月字二格、附字彙數求聲二十二卷十四冊（續修四庫全書影國家圖書館藏清道光八年劉氏味經書屋抄本、第二冊十六葉裏）。丁仁『八千卷樓書目』刊本、日本抄本（民國十二年錢塘丁氏聚珍做宋版、卷三二十九葉表）。それ以外には、傅增湘『藏園羣書經眼錄』、瞿鏞『鐵琴銅劍樓藏書目錄』、范邦甸等『天一閣書目』、陸心源『皕宋樓藏書志』、繆荃孫『嘉業堂藏書志』など多數の藏書目錄には著録されていない。

(14) フーケは一七一八年十一月の手稿（Bay. Borg. Chn. 374.）で『品字箋』における「道」の字義を引用し、「道」の上帝との關聯性を論じている。その他、プレマールは「天」の字義を引用し、中國人が上帝＝天主を崇信することを證明しようとすることもある（BnF. NAF 4756. *Lettre sur le prétendu athéisme des Chinois, par le P. DE PRÉMARÉ, jésuite.*）22-24.）。

(15) 筆者は英國圖書館に所藏される孤本（Add. 19,257）を確認できなかった。本論では石崎博志「宣教師たちはどのような字書をみていた

『諧聲品字箋』に與えられた裏

か」（『琉大アジア研究』第七號、二〇〇七年）十三—十六頁を參照した。なお、成書經過はレミューザの所藏品目録（*Catalogue des livres, imprimés et manuscrits, composant la bibliothèque de Feu M. J.-P. Abel-Rémusat*. Paris: J.-S. Merlin, 1833, 51.）の記録による。

(16) 本論では便宜上フランス國立圖書館藏初印本（Malacca: Cura Academia Anglo-Sinensis, 1831. 藏書番號：K-3003）を使う。成立及び出版の歴史は李眞「馬若瑟語言研究代表作《漢語劄記》之版本流變考」（『北京行政學院學報』二〇一三年第二期）を參照した。『漢語劄記』では『品字箋』の關係について明言されていないが、丁鋒は「馬若瑟《漢語劄記》的羅馬字記音及其與《諧聲品字箋》音系的關係」（『民俗典籍文字研究』第五輯、二〇〇八年）で『漢語劄記』の *Omnium Vorum Linguae Sinicae* に音節代表字と選ばれる字と『品字箋』における同音字組の代表字を照合した上で、『漢語劄記』が『品字箋』を底本とすることを證明している。

(17) 本論では便宜上ローザンヌ大學藏本（*Luetaiae Parisiorum*, 1737.）を使う。また、フランス國立圖書館所藏の『品字箋』（Chinois 4656/4657）はフルモンが『漢語論考』を編纂する際に使ったものと考えられ、その中にはより詳細な音注が書入れの形で見られる。

(18) 『耳目資』の音系については曾曉淪「試論《西儒耳目資》的語音基礎及明代官話的標準音」（『西南師範大學學報（哲學社會科學版）』一九九一年第一期）を參照した。

(19) 『品字箋』再構音は前掲張詠梅『《諧聲品字箋》的音系研究』を參照した（一部本稿筆者による修正有り）。以下同様。

(20) 『廣韻』に基づく中古音體系で止攝開口三等平聲支韻書母の字を意味する。以下、本論ではこのように中古音を略記する。

(21) 「ㄣ次」は『耳目資』で舌尖母音を示す記號である。

- (22) 丁鋒「馬若瑟《漢語割記》的羅馬字記音及其與《諧聲品字箋》音系的關係」二四六頁、『漢語割記』剔清了《諧聲品字箋》與官話不相容的部分，展示了一個具有豐富因素的官話音系。」
- (23) [...] tamen eo est, quem natura quasi commonstrari, & tam facili ac secundum sensus communis, atque Analogiae characterum Sinicorum Leges, [...] apud Sinas autem prestantius anea nihil. (Fourmont, Étienne. *Lingua Sinarum Mandarinicae Hieroglyphicae Grammatica Duplex, Latine Et Cum Characteribus Sinesium. Item Sinicorum Regiae Bibliothecae Librorum Catalogus*. Lutetia Parisorum. 1742. 361.)
- (24) 黄嘉略の生涯については、許明龍『黄嘉略與早期法國漢學』（中華書局、二〇〇四年）を参照した。
- (25) *Usus est Hoamgius Dictionaris duobus, [...] scilicet cũ luy & pin cũ ctiên.* (Fourmont. op. cit. 501.)
- (26) フランス國立圖書館所藏の黄嘉略日記 (Fr. N. A. 8976) に見られる嘉略がローマ字で表記した中國語。なお、原物は未見であるため、本論では許明龍『黄嘉略與早期法國漢學』（五九頁）の引用文に依據した。
- (27) *Ce dictionnaire est entre les mains de tout le monde.* (BnF. NAF 4756. 24.)
- (28) プレマールの生涯については、方豪『中國天主教史人物傳』（宗教文化出版社、二〇〇七年）四三〇—四三二頁を参照した。
- (29) 四庫全書本『欽定學政叢書』卷六十五、二葉裏—三葉表。
- (30) 大庭脩『江戸時代における唐船持渡書の研究』（關西大學出版部、一九六七年）、七二八頁。
- (31) 東京大學史料編纂所編『大日本古記録・新井白石日記』上册（岩波書店、一九五二年）二二〇頁。
- (32) 本論では、『新井白石全集』第四（國書刊行會、一九〇六年）に活字化された『東音譜』を使う。
- (33) 「東音譜序」、三九六頁。
- (34) 「東音譜凡例」、三九八頁。
- (35) 「與土肥元成書」（『新井白石全集』第五、國書刊行會、一九〇六年）、一四四頁。
- (36) 「五十母字音釋」（『新井白石全集』第四）、三九九頁、「東音即此間方言、今所用字皆取舊事本紀、古事記、日本書紀等所用而與本音相近者。（東音は即ち此の間の方言、今用ゐる所の字は皆舊事本紀、古事記、日本書紀等の用ゐる所にして、本音に相近き者を取る。）」
- (37) 『品字箋』の注音が「東音譜」に導入される際に行われた修正については、鍾雪珂「再談十八世紀初之杭州音——以日本《東音譜》與中國《諧聲品字箋》爲依據」（『漢語史與漢藏語研究（第十輯）』、二〇二二年）で既に言及されている。
- (38) 吉川幸次郎、小島憲之他編『漢語文典叢書』第六卷（汲古書院、一九八〇年）に收録。
- (39) 「譯文箋蹄寫本」、二八四頁（吉川幸次郎、小島憲之他編『漢語文典叢書』第三卷、汲古書院、一九七九年）。
- (40) 無相文雄『吳漢華三音正譌』（柳田三郎兵衛寶曆二年刊本）「華音」、十一葉表。
- (41) 『大明律例診解』の成書の経緯は、松下忠『紀州の藩學』（鳳出版、一九七四）、一二四—一二六頁を参照した。なお、本稿では國立國會圖書館所藏の寫本『大明律例診解』（請求記號・みー6）を使う。
- (42) 『品字箋』の利用が江戸時代儒學者に傳わった経路については、その廣く利用された地域出身の唐人が情報源となった可能性も有る。箕洲が紀州藩に居た頃に、福建出身の吳五官から明律を學び得たかと石崎又造

は記すが、『近世日本に於ける支那俗語文學史』、弘文堂書房、一九四〇年、一二七頁)、現時點ではそれを裏付ける證據は見つかっていない。

- (43) 大庭脩『江戸時代における中國文化受容の研究』(同朋舎、一九八四年)、二二四頁。

- (44) 東京大學文書館所藏『文部省及諸向往復明治四年乙』(S0001/M0002) 三三六葉表—三三七葉表。

- (45) なお、**嫪** (la) 上聲) の字義には「北人叫外祖母曰嫪嫪」があるが、文字の相違がある。

- (46) 兪平伯『脂硯齋紅樓夢輯評』(中華書局、一九六〇年) より作成。なお、脂批で『品字箋』が引用されていることは、周汝昌『紅樓夢新證』(人民文學出版社、一九六七年) 二九〇頁で言及されている。

- (47) 但し、您は附録の檢字表にのみ見られ、本文には無い。

- (48) 小宮山昌秀『楓軒偶記』(『日本隨筆大成』第二期第十卷(日本隨筆大成刊行會、一九二九年)に收録)、一四—一五頁。佐藤成裕(中陵)『中陵漫錄』卷之十二(『日本隨筆大成』第三期第二卷、日本隨筆大成刊行會、一九三〇年)、二六〇頁。

- (49) 『作詩志穀』(國文學研究資料館天明三年青黎閣刻本)、四十七葉裏—四十八葉表。

- (50) 服部嘉香「馬琴展覽會を觀る」(『早稲田文學』明治四十一年十二月之卷)、七一頁。

- (51) 佐藤貴裕「近世節用書の價格」(『近代語研究』第十一集、二〇〇二年)、一二四頁を参照した。

- (52) 高田與清「復小谷三思書」(『松屋棟梁集』、『日本隨筆大成』第二期(日本隨筆大成刊行會、一九二七年)に收録)、一六一頁。

- (53) 趙鴻謙「松軒書錄」(『中央大學國學圖書館第二年刊』、一九二九年)、六〇頁、「品字箋九卷、石窩先生所寫也。予一日見諸懷德堂、甚爲奇。

『諧聲品字箋』に與えられた翼

蓋先生借於近閭之豪吏云。」

- (54) 狩谷掖齋『轉注說』(日本古典全集刊行會、一九二六年)、十四頁。

〔本研究はJST次世代研究者挑戰的研究プログラムJPMJSP 2110の支援を受けたものです。〕